

東京・多摩ニユータウン遺跡群

(No.10七遺跡)

所在地 東京都八王子市松木

調査期間 一九八七年(昭62)一〇月～一九八九年一二月

発掘機関 東京都埋蔵文化財センター

調査担当者 竹花宏之

遺跡の種類 集落跡

遺跡の年代 縄文時代、古墳時代、奈良～平安時代、中・近世

遺跡及び木簡出土遺構の概要

多摩ニュータウン遺跡群は、東京都の西南部に広がる多摩丘陵北

辺部にあたり、東を多摩川、西を境川に限られた東西一

五km、南北二～五kmの範囲

である。No.10七遺跡は、

その中央部に位置し、多摩

川へと注ぐ大栗川と太田川

の合流地点に張り出した河

岸段丘上にある。標高は、



(八王子)

段丘頂上で一〇三～一〇六

m、谷部で八〇～九〇mを測る。なお、大栗川の下流域は、多摩市塚原古墳群、東寺方遺跡、日野市落川遺跡など、古墳時代から平安時代にかけての遺跡が集中する地域であり、また多摩川の対岸には武藏国府に推定される府中市の市街が、当遺跡からの直線距離約七kmに所在している。

調査は、東京都南多摩新都市開発本部による土地区画整理事業に伴う第六次の事前調査であり、過去五回の調査と『新編武藏国風土記稿』の記載から戦国期後北条氏の大石信濃守館跡と推定される一四〇〇〇m²を対象に、段丘頂上部をA遺跡、谷部をB遺跡として実施したものである。

調査の結果、A遺跡では大石氏館に関連する薬研堀、室などの遺構を検出し、それらと重複して縄文時代中期の墓域を含む集落、古墳時代鬼高期・奈良～平安時代の掘立柱建物を伴う集落跡を発見した。B遺跡の谷部では各時代の自然流路のほか、A遺跡に関連する数多くの遺構が検出された。なかでも、奈良時代後半から平安時代初頭の集落に付随する水利施設である水場跡が発見され、今回報告する木簡と共に大量の木製品・須恵器が出土した。水場遺構の構造は、東西四m、南北二mの区画を大型の自然木を三方に組んで、中央部を板材で塞止め、斜面裾部の湧水を溜めたものである。

遺物は、水場遺構がほぼ埋没した段階で、曲物(ワッペ)・挽き物(三・盤・椀)・木槽・櫛・鞍骨・弓・籠等の木製品のほか、土師器坏、

須恵器壺・蓋・碗など、一括廃棄されたものが、多くの自然木・種子類とともに遺構面直上に一〇～二〇cmの厚さで堆積していた。出土量とその内容については、破片を含めた総点数が二〇〇〇点をこえ、なかでも木製皿と須恵器壺の各復元個体数がほぼ同数の一七〇点余を数えている。これは、復元可能な木器・須恵器・土師器類の約七割を占めるものである。また木簡以外の文字資料には、木製皿類に「全」「官」「位」が焼き印等で刻字され、須恵器壺類には「全」「位」「益」「弔」、土師器には出土個体数が僅少であるが「新位」「新全」の文字が認められている。「全」「位」については、皿・壺共にほぼ同数の個体数が確認されている。なお、いずれの器種においても四割程度に墨書あるいは焼印の文字が認められる。

集落及び水場跡に一括廃棄された遺物群の性格については、現在整理作業中であるため詳細について言及出来ない。遺跡は中世大石館の造成のため大半が削平され、集落規模の全体像は不明であるが、大型の掘立柱建物数棟をもつ集落であり、八世紀代の透脚円面硯が出土し、また「官」「位」の文字を使用する点からも、この集落あるいは居住者の公的性質を看取することができる。また遺物の出土状況についても一般的集落の土器の廃棄形態とは異なり、一部に弓・鞍・櫛がふくまれるが、大半が供膳に関わる食器類であることから、祭祀などの特殊な状況を窺うことができる。

8 木簡の釈文・内容

木簡は四点が出土しており、いずれも水場遺構上面から検出されている。削屑に墨書が見られるものが一点、曲物に墨書されたものが二点、すべて小破片であり墨書も判読不可能である。残る一点（左図）は縦二〇cm、横四・七cm、厚さ〇・七cmの上下端を欠損するものである。墨書は、不鮮明であるが下部の二箇所に鳥の絵が描かれ、上部及び裏面にも文字が認められ、判読は未了であるが「急々如律令」を伴う呪符と考える。なお、材質はすべて檜であった。

（石井則孝・竹花宏之）

